

中央建設業審議会

工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ（第1回）

令和元年11月28日

【平林建設業政策企画官】

それでは、委員の皆様おそろいになりまして、時間にもなりましたので、ただいまから第1回中央建設業審議会、工期に関する基準の作成に関するワーキンググループを開催させていただきます。委員の皆様方にはご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

座長に議事をお願いするまでの間、議事の進行を務めさせていただきます、私、建設業課で建設業政策企画官を務めております平林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日お手元に配付をいたしました資料の一覧は議事次第に記載しておりますけれども、不足はございませんか。もしございましたら、挙手にて途中でも結構でございますので、お知らせをいただければと思います。

なお、報道関係の皆様冒頭のカメラ撮りは、議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に先立ちまして、国土交通省土地・建設産業局長の青木よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

【青木土地・建設産業局長】 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました国土交通省の土地・建設産業局長の青木でございます。本日は、皆さんお忙しいところ、工期の問題を議論していただくワーキンググループに参加いただきまして、ありがとうございます。

ご案内のとおり、これから生産年齢人口が減っていく中で、国民の暮らしと、それから我が国の経済を支えるためのインフラであるとか、あるいはさまざまな都市開発、それから住宅、それからさまざまな設備投資、こういったものを支える建設業が持続可能であるためには担い手の確保が大変重要だということは、もう言うまでもないことだと思っております。

この取り組みは、もうこの何年かずっと継続的に進めているんですけども、おそらくこれまでは、どちらかというと処遇改善でも、例えば給与をしっかりと上げていこう、払っ

ていこうと、こういったことを中心にやってきたところがあるかと思いますが。社会保険の問題もそうであります。

一方で、そういった行き過ぎた価格競争を是正していったりとかという議論をずっと続けてきたんですけれども、工期というのが実はものすごく問題をはらんでいることは、かねてより私どもを含めて、業界の皆さんも関係者の方々も、ある程度の問題認識はあったと思うんですが、例えば工期の問題というと、まずは何といても品質の問題、安全の問題もあります。工期が適切でないと、そういうことになってしまう。競争にさらすべきではない工程がおかしくなってしまうこともあります。それから、無理な工程がありますと現場の生産性が落ちることもありますし、それからさらに、限られた工期の中で突貫でやっていくことになると、どうしても重層下請みたいなのが出てくることもありましようし、さらには、休暇が取れないようなそういう職場になって、若者が離れていくこともあるわけです。

もう一方で、政府全体として働き方改革をやっていくことが大きい方針として出されました。その中の重点分野の一つとして、建設産業がある意味クローズアップされることになったわけです。ある意味、建設産業の内発的な力でずっと議論してきたところから、制度全体の動きというところに、我々、否応なくキャッチアップしていくという、そういうことに置かれたわけですが、これをぜひチャンスと捉えて私どもはやっていきたいということで、先の国会で新・担い手3法が成立した中でも適正な工期ということが位置づけられて、中建審でこの基準をつくらうということで、今日、ワーキングをお願いしたと、こういうことでもあります。

ただ、やや私の個人的な経験みたいなのところもあるんですけれども、この問題は大変難しいところがあります。ある意味、立場によって、見え方と違いますか、方向性が、必ずしも同じベクトルを向きづらい面もあります。例えば発注者さんのお立場で考えれば、品質がきちんと確保されているのであれば、それは短い工期が望ましいというのが多分あるんだろうと思います。一方で、受注者からしてみますと、これは大変よくないことですが、受注のためには、先ほど行き過ぎた価格競争のお話をしましたけれども、無理な工期を提案してしまうインセンティブがないとは言えないし、実際におそらくそういったことが行われてきたことも一部あったことも事実だと思います。また、生産性を向上させて工期を短縮して、そこから利潤を上げることは、これはある意味、真っ当なビジネスとして、私はそれ自身は問題もないだろうと、このようにも思うわけです。

あるいは天候とか、あるいは現場なんかでたまに私が見聞きしていたのは、かなり間際になってから、設計をされている方からこう変更したいということをおっしゃられて、それに対応するためにということで工期が延びざるを得ないことがありますよね。ただ、おそらく発注者さんも、自ら使うということではなくて、顧客がおられるということ、その顧客の方との関係で、なかなか工期をそこから伸ばすのが難しいのが現場の問題。さまざまな問題が、立場によってあるんだらうと思います。ただ、先ほど申し上げたように、将来の担い手確保ということを考えれば、これはこの際、この法律もつくった中で、ぜひ答えを出していただきたい。このように思っているわけです。

おそらくでき上がるものは、アウトプット自体も大変意義深いものになると、私、期待しておりますけれども、おそらくそこにたどり着くまでに、先ほど私の個人的な思いみたいなものは一旦申し上げましたけれども、各立場のいろいろな考え方も、ぜひこの際、共有していただいて、その上で同じベクトルで同じ方向性を打ち出していただければ、大変ありがたいと思います。

やや個人的な思いを申し上げましたけれども、今申し上げたようなことも少し頭に置いていただきながら、忌憚のないご議論をいただいて、しっかりいい基準をつくるべく、私ども事務局としてぜひしっかり対応させていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。

【平林建設業政策企画官】 ありがとうございます。

なお、局長の青木をはじめといたしまして、国交省の幹部につきましては、国会等、他公務との関係で中座をさせていただきますことを、あらかじめお許しをいただければと思います。

続きまして、本日もご出席をいただいております会議の委員の皆様のご紹介をさせていただきますと思います。五十音順にご紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、一般社団法人全国建設業協会総合企画委員会副委員長の青柳剛委員です。

【青柳委員】 青柳です。よろしくお願いいたします。

【平林建設業政策企画官】 電気事業連合会工務部長の稲月勝己委員でございますが、本日はご欠席のため、諏訪工務部副長様に代理出席をいただいております。

【稲月委員代理（諏訪）】 諏訪でございます。代理で出席させていただきます。よろし

くお願いいたします。

【平林建設業政策企画官】 東京大学大学院工学系研究科教授の小澤一雅委員です。

【小澤委員】 小澤です。よろしくお願いいたします。

【平林建設業政策企画官】 一般社団法人全国中小建設業協会副会長の河崎茂委員です。

【河崎委員】 河崎でございます。よろしくお願いいたします。

【平林建設業政策企画官】 一般社団法人日本建設業連合会建築生産委員会施工部会長の木谷宗一委員です。

【木谷委員】 木谷でございます。よろしくお願いいたします。

【平林建設業政策企画官】 東日本旅客鉄道株式会社建設工事部担当部長の齊藤誠委員です。

【齊藤委員】 齊藤でございます。よろしくお願いいたします。

【平林建設業政策企画官】 一般社団法人全国建設室内工事業協会常任理事の佐藤善彦委員です。

【佐藤（善）委員】 佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【平林建設業政策企画官】 西日本高速道路株式会社執行役員・技術本部長の里深一浩委員です。

【里深委員】 里深でございます。よろしくお願いいたします。

【平林建設業政策企画官】 一般社団法人日本電設工業協会経営企画委員会副委員長の高橋健一委員です。

【高橋委員】 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

【平林建設業政策企画官】 一般社団法人不動産協会企画委員会委員長の仲田裕一委員です。

【仲田委員】 仲田でございます。よろしくお願いいたします。

【平林建設業政策企画官】 立命館大学O I C総合研究機構グローバルMOT研究センター客員教授の古阪秀三委員です。

【古阪委員】 古阪です。よろしくお願いいたします。

【平林建設業政策企画官】 東京都建設局企画担当部長の村上清徳委員です。

【村上委員】 村上でございます。よろしくお願いいたします。

【平林建設業政策企画官】 なお、本日はご欠席となっておりますけれども、弁護士の佐藤りえ子様にも委員にご就任をいただいていることをご紹介させていただきたいと思

ます。

それでは、続きまして、資料2「中央建設業審議会工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ運営要領（案）」につきまして、事務局よりご説明を申し上げます。資料2、縦の1枚紙をごらんいただきたいと思いますけれども、よくある運営要領でございますけれども、第1条のところ、座長につきましては、皆様方に後ほど互選をいただきたいと思いますと思っております、座長にこれからの議事を運営していただこうと思っております。

あと、通常そうでございますけれども、第3条のところ、開催に当たっては過半数の委員の方にご出席をいただく必要がございますことと、第4条のところ、基本的には公開で、必要があれば非公開にする取り扱いもあり得るかと思っておりますけれども、基本的にはこの会議、公開ということで進めさせていただきたいと思っております。

また、第5条のところ、今回、外部の有識者の方からさまざまな取り組みをご紹介させていただくこともあり得るかと思っております、座長が必要と認めるときは外部有識者の意見聴取を行うことができる規定を設けてございます。その他必要な事項につきましては、座長とご相談して、座長に随時定めていただこうと思っております。

以上でございますが、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いしたいと思いますけれども、何かおありの委員はいらっしゃいますか。

よろしゅうございますか。では、特段ないようでしたら、「中央建設業審議会工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ運営要領（案）」につきましては、委員の皆様にご了承いただいたものとして、原案のとおり決定されたものとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【平林建設業政策企画官】 ありがとうございます。

続きまして、今、ごらんをいただきました運営要領の第1条に基づきまして、座長を委員の皆様による互選でお決めいただくことをお願い申し上げたいと思います。委員の皆様方からご推薦がございましたらお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

木谷委員、お願いいたします。

【木谷委員】 座長といたしまして、建設工事の実務に非常に高い見識をお持ちの古阪委員にぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【平林建設業政策企画官】 ただいま委員から古阪委員のご推薦をいただきまして、「異

議なし」という言葉もいただきましたけれども、皆様、そのような形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【平林建設業政策企画官】 ありがとうございます。それでは、ご異議がないようですので、古阪委員にこの会議の座長をお願いしたいと存じます。

それでは、座長就任に際しまして、古阪座長より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【古阪座長】 ただいまご紹介いただいた古阪です。よろしくお願いいたします。こういう大それたところで司会をさせていただくのは初めての経験ではありませんけれども、できるだけ効率よくやりたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局からカンニングペーパーがありまして、私、正確には覚えていなかったんですが、改正労働基準法が施行になりまして、令和6年に時間外労働に関する上限に罰則が入るといふことが行われたということで、これは本気でやらないといけないと思います。

もう一方で、この工期の問題は、実は私、もう二十数年前からいろいろな研究をしています。皆さんにまず知っていただきたいのは、今、契約工期が問題になるわけですが、これについては、経済的な工期と、それから技術的な工期がある。今日、青木さんが退席されましたけれども、かなり感覚的な問題をおっしゃいました。技術的な工期は、土木の場合はわりと指定仮設のもとでやっているもので、それほど民間の力が要るわけじゃないですが、建築の場合はほとんどが自由です。そういう中で、さまざまな、工法は在来工法でやるのか、PCでやるのか、あるいはユニットでやるのか、これによって全然違い、それから、それに関連してお金が変わります。

ですから、工期をできるだけ標準的に決めようという場合にも、契約工期としては契約の都度設置し、それ以外に関しては、先ほど申しましたように、さまざまな問題という意味ではそんなに簡単ではないということで、皆さんもお覚悟の上で、今後の特に技能労働者の人たちのためにもできるだけ時間外労働を減らす意味でも、ご協力をいただきたいと思います。

もう1点は、これだけ多くの方がいらっしゃる場で、なかなかご意見を出しにくいという方が多いと思います。私はどちらかというとそういうところが大好きで、どんどん言いますけれども、私は座長なので、あまり言うてはいけない立場であろうと思いますが、一方では私も一員として同じように意見を出したいと思いますので、ぜひとも皆さん、ご協

力をいただいて、成果の上がるものにやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【平林建設業政策企画官】 ありがとうございます。

冒頭のカメラ撮りにつきましては議事に入るまでとさせていただきますので、報道関係の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りをご遠慮いただければと思います。

それでは、これ以降の議事進行を古阪座長にお願いをしたいと存じますが、その前に、マイクにつきましてご案内をさせていただきたいと思っております。

後ほど座長に進行をお願いいたしますけれども、発言を希望される場合には、挙手にてアピールをしていただきまして、係の者がマイクをお持ちいたします。そのときに、このマイク、底に電源のボタンがありますので、私ども係で底の電源のボタンを押してお渡しをさせていただきますので、基本的にはそれだけで話せるはずでございますけれども、もし反応しないようでしたら、底のボタンを押してみてくださいと思います。

また、電源が反応するまでに3秒程度、今、私が先ほど来話しているのも若干間があるのもそういうことでございまして、少し反応が鈍いところもございまして、恐縮でございますが、ご辛抱いただきまして、数秒お待ちをいただければということをご案内させていただきますと思います。

それでは、これ以降の議事の進行につきまして、古阪座長にお願いをしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【古阪座長】 それでは、まず、お手元の議事次第に基づいて議事に入らせていただきます。

初めに、現状取り組んでいる適正な工期の確保に向けた取り組みから順次ご説明いただきますが、ご意見、ご質問については、資料3-1から資料3-4まで説明をいただいた後で、まとめて時間を設けさせていただきます。

まずは、資料3-1の「適正な工期の確保に向けた取り組み」として、国土交通省よりご説明申し上げます。

【平林建設業政策企画官】 では、資料3-1、横の紙でございますけれども、「適正な工期の確保に向けた取り組みについて」という紙をごらんいただければと思います。私からは、適正な工期の確保に向けて、これまで全体的にどんな流れで今日に至っているのかを簡単にご紹介させていただければということでございます。

1ページ目でございますけれども、先ほど私どもの局長からも、また座長からもご紹介ございましたが、ここ数年、建設業に限らず、働き方改革が非常に大きなテーマになって

いるところでございます。特に建設業につきましては課題が大きいということで、1ページにございますとおり、官邸に「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」が平成29年に設置をされまして、随時検討をしてきたところでございます。

立ち上げました後、成果物といたしましては後ほど「適正な工期設定等のためのガイドライン」というものをご紹介させていただきますけれども、これとあわせまして、2ページ目でございますけれども、左側、民間発注分野の動きということで、鉄道、電力、ガス、住宅・不動産、今日ご参加いただいている委員の方も含めてご協力をいただきまして、それぞれの分野別のご検討をいただいたりですとか、また、右側でございますけれども、建設業団体さんでもさまざまな取り組みをさせていただいたところでございます。これらの取り組みも踏まえまして、直近のものとしたしましては、昨年7月に連絡会議で「適正な工期設定等のためのガイドライン」を設定させていただいたというものでございます。

その概要を次の3ページ目に書かせていただいております、あわせまして、本文全体につきましては、参考資料の2で下でございますので、もしよろしければ、あわせてごらんをいただければと思いますけれども、さまざまなことが書いてございます。

時間外労働の上限規制、令和6年度よりスタートということになっておりますので、この開始に向けまして基本的な考え方を整理するとともに、具体的な取組を3ポツのところにもいろいろ書かせていただいておりますけれども、その中で、(1)、適正な工期設定で、いろいろなことを適切に考慮しましょうというのが、現行でも少し書いてあるところでございます。とはいえ、こちらにつきましては、上のタイトルのところに書いてございまして、関係省庁連絡会議の申し合わせということでございまして、直接的な対象は中央省庁の中に限られているところでございます。

もっとも、この内容を、幅広くさまざまな省庁のご協力をいただきまして、800以上の発注者団体、それから当然、建設業団体の皆様方にも周知をさせていただいて、取り組みを促しているところではございますけれども、適正な工期を実現していくためにはさらなる取り組みが必要だということで、次の4ページ目でございますけれども、既に皆様方ご承知のところかとは思いますが、先の通常国会で建設業法等を改正させていただいたということでございます。

さまざまな内容がございますけれども、その中の一つを赤で囲っておりますが、長時間労働を是正するためには工期の適正化をやらなければいけないという観点がございます。具体的には、次の5ページに少し詳しく書いてございますけれども、一番上のところが

今回まさに皆様方をお願いをする部分でございますけれども、中央建設業審議会で工期に関する基準を作成いただきまして、注文者、建設業者等々、関係者に実施を勧告することになってございます。

あわせて、この法律で、注文者に義務を2つ課しておりますけれども、1つは、通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する。あわせて、契約の締結の前ということでございますけれども、工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについて契約締結までに通知をします。事前にわかっている情報は事前に建設業者にしっかりと提供して、後で手戻りがないようにしてほしいということがございます。

裏側で建設業者の方々にも努力義務を課しております、今、請負代金について、見積もりの努力義務を課させていただいておりますけれども、それとの対比で、工程の細目を明らかにして、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積もっていただくという、工期に関する見積もりの努力義務を課させていただいているところでございます。

それから、下、契約書面にはさまざまな内容を記載していただくことになっておりますけれども、ここにも、働き方改革を促進する観点から、工事を施工しない日ですとか時間帯の定めをする場合には、契約書面にしっかりと書いて、お約束事として守っていただくという規定を新たに設けさせていただいているところでございます。

中建審で基準をつくるのは既に施行済みでございますけれども、残りの規定につきましては来年の10月施行ということになっておりますので、これに向けた準備を進めていかなければいけない状況にあるところでございます。

ちなみに、6ページ目のところで、今回、著しく短い工期の禁止を私ども規定しておりますけれども、これに違反した場合にはどうなるのかということですが、発注者に対しては勧告、それから、この規定につきましては、発注者だけに適用されるわけではなくて、建設工事の請負契約全てに適用されますので、元請と1次下請の間、それから1次下請と2次下請の間を含めて全ての契約に適用されるということでございます。

業者に対して適用する場合には、現行の建設業法違反の場合と同じく、指示をさせていただくことになっておりまして、その情報のきっかけといたしましては、既に私どもの地方整備局に設けさせていただいております法令違反の通報窓口であります「駆け込みホットライン」等を通じて情報提供をいただいて、これを端緒に、著しく短い工期かどうかということを確認させていただくことになるのかと思っております。

その際、次の7ページ目でございますけれども、著しく短い工期をどのように判断するのかが大きな問題になってくるところでございます。ここの部分につきましては、そもそも工事の内容がそれぞれに異なりますし、それをどのような工法でやるのか、また、それについてどれだけの資材・人材を投入してやるのかによって工期が変わってこようかと思っておりますので、何たら工事であれば何日という形で一律に判断をすることは困難だと思っております。

そのため、さまざまな考慮事項として考えられるものを下に書かせていただいておりますけれども、その中でもおそらく最重要なものの一つということで、今回、中央建設業審議会で作成いただく工期に関する基準、こちら、後ほど少しイメージを論点のところで紹介させていただこうと思っておりますけれども、工期を設定するときはどういうことを考慮しないといけないのかという定性的な事項を記載させていただこうと思っておりますが、その事項がしっかりと考慮されているかどうかということを、私どもとしても著しく短い工期かどうかを判断するに当たって確認させていただくということで、皆様におつくりいただいた基準を活用させていただくことになるのかと思っておりますので、私どもも許可行政庁としても、この基準がどのようになるかというのを非常に注目して見守っておりますし、事務局としても、それに向けてしっかりとサポートさせていただきたいと思っております。

資料3-1につきましては、説明は以上でございます。

【古阪座長】 ありがとうございます。続きまして、資料3-2の「直轄工事における適正な工期設定の取り組みについて」、まず国土交通省より説明をお願いします。

【近藤建設システム管理企画室長】 大臣官房技術調査課で室長をしております近藤と申します。お手元の資料、「直轄工事における適正な工期設定の取り組み」となっておりますが、正確には「直轄土木工事における」ということでございますので、ご了承のほどお願いをいたします。

資料3-2、1ページ目をめくっていただきまして、こちらにございます取り組みといたしまして、大きく4点につきましてご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目の左上でございますけれども、1つ目は準備・後片づけ期間の見直しでございます。そこに表がございますが、例えば公共仮設工事でございますと、工事の着手に当たって準備期間が必要になりますけれども、それにつきましては、従前は30日から150日、それから工事の終わりに当たって後片づけ期間も設定するわけですが、こち

らにつきましては15日から20日と、ある意味幅を持たせるような規定であったわけですが、実態を調べてみますと、最低必要な日数ということで、公共仮設工事ですと、準備期間で90日、後片づけ期間で20日ということが判明をいたしましたので、規定を改正いたしまして、最低必要日数として、表に掲げる日数に改正をいたしました。これによりまして、準備期間ですとか後片づけ期間に極端に短い期間が設定されることを排除したという取り組みが1点目でございます。

2点目は、右上にございますけれども、余裕期間制度の活用でございます。グラフに黄色と青色がございますけれども、余裕期間というのは黄色の部分でございます。どういふものかといいますと、契約は始まっているので、契約の期間内ではありますけれども、この部分は工期の外と整理をいたしまして、受注者の方は監理技術者の配置が不要になるということでございます。工期の外ですので、当然工事の着手はできないんですけれども、監理技術者の配置が工事の受注に当たりましてかなりクリティカルになるということで、この黄色の部分がある程度余裕を持たせることで柔軟に対応できる形にしたのが、こちらの取り組みでございます。

それから、3つ目は左下でございます。工期設定支援システムの導入でございます。こちらの文章に書いてございますとおりですけれども、標準的な作業日数ですとか標準的な作業手順を自動的に算出するシステムでございます。こういったものを導入することで、ある意味で、工程の目安、工期の目安が簡単に算出できるシステムでございます。こちらにつきましては後ほど少し詳しくお話をさせていただきます。

4点目でございます。右下でございます。こちら、工事工程の受発注者間での共有でございますけれども、こちらは、施工の当初の段階で、工事工程のクリティカルパスですとか、工事实施に当たっての未解決課題ですとか、そういったものを受発注者間でしっかりと共有をしていこうと。それをルール化していこうというお話でございます。こちらにつきましても後ほど少し詳しくお話をさせていただきたいと思っております。

2ページ目をごらんください。こちら、まずは工期設定支援システムにつきまして、少し詳しくお話をさせていただきます。工期設定支援システムといいますのは、2ページ目の①から⑤に示す機能を備えたシステムになっております。それぞれ順を追ってご説明をさせていただきますが、3ページ目をごらんください。

まず、①の機能でございます。この新土木工事積算システムは、国土交通省の直轄土木工事で積算を行う際に必ず使用しているシステムでございますが、このシステムから工事

の工程計画の情報をエクセルのCSVというファイル形式で出力いたしまして、そのファイルをこちらの工期設定支援システムに取り込むことで、自動的に設計書のデータを読み込む形になっております。

その上で、4ページ目でございますけれども、工事の設定に当たりまして、雨休率ですとか、先ほど申し上げた準備・後片づけ期間等を入力する作業がございますけれども、まずは雨休率につきましては、これは休日ですとか、あるいは降雨・降雪で工事ができない期間になりますけれども、そういったものも、こちらで手入力という形になりますけれども、入力することによって、工期がきつくなならない形で配慮をしております。準備・後片づけ期間につきましても、先ほど申し上げたような最低の基準に基づいて入力をする。さらに、工事の抑制期間が、これは雨休率とは別に、夏祭りですとか、あるいは河川の工事ですと、出水期で工事ができない期間みたいなものがございますので、そういったものはこちらの工事抑制期間で設定をするということで、こういった工事がどうしてもできない期間もしっかりここで入力することで、工程が適正に測られるようにするという目的でございます。

続きまして、5ページ目でございます。その上で、ここからがメインの機能になりますけれども、それぞれの工事の工種でどのぐらい作業日数がかかるのかを算出するわけがございますけれども、それぞれの工事によりまして、この工事は大体このぐらいの仕事をするのに何日ぐらいかかるという標準的な作業日数を持っております。それを、こちらのマスターデータと書いてありますけれども、そちらから読み込む。それから、先ほどの積算ですね、新土積から読み込んだ情報で、どのぐらいの数量をこなすかという情報がありますので、その数量と日当たり施工量から、大体この工事をやるには何日ぐらいかかるのかを自動算出するのが、こちらの5ページ目の資料になっております。

6ページ目でございます。5ページ目のような形で、それぞれの工種でどのぐらい日数がかかるのかを算出したものが、6ページ目の左下のグラフになりますけれども、ここで問題なのは、例えば工種によって前工程と後工程というものがございまして、例えば左下のところの2番の掘削工というのがあると思っておりますけれども、さらにその下に8番で法面整形工というのがあると思っておりますけれども、この法面整形工は2番の掘削工が完了しないとできない形になりますので、本来ならば、その工程同士のつながりをつけていかないと、ちゃんとした工程にならないということがございますけれども、それを6ページ目では、過去に実施した工事の工程表、これをAIで学ばせて、AIが類似の工事を判断して、自

動的に前工程と後工程の接続をアシストする作業になりますので、これを使うことによって、あまり施工監理に詳しくない職員でも工程表ができる形になっております。

そういった形で全体の工程表をつくるわけですが、最後、7ページ目ですが、それが実際の工程日数として妥当なのかというチェックをこちらで行います。工期のチェックにつきましては、左側の四角に囲んでございまして、直接工事費の関数で工期が大体近似されるものがございまして、これと工期設定支援システムでつくった工期を比較いたしまして、マイナス10%より高ければ、それでOKという形で最終的に判断をします。逆に言うと、それよりも短い工期が設定された場合には、工期の再検討を促す形になっております。

8ページ目は、今、申し上げた工期設定支援システム、これは平成29年から稼働しているところですが、今年の夏に改修を加えたということでございまして、今、申し上げたAIによる工程のアシスト機能も、今年の夏から導入されたものでございます。

それから、今年の夏の大きなポイントとしては、③にございまして、今までは直轄土木工事の積算ソフトしか対応はできていなかったんですけども、改良を加えてシステム仕様を公開することで、例えば都道府県ですとかほかのベンダーさんの積算システムでも、このシステムが使えるようになったところになっております。

以上が工期設定支援システムの説明でございまして、もう一つ、1ページ目の右下でお話した工事工程表の共有につきまして、少し説明をさせていただきます。

9ページ目、これは入札公告の際の話ですが、入札公告の際に工事工程をあわせて開示することで、なおかつ、いろいろな地元調整とかそういったものの状況も開示をすることで、応札の段階で発注者の方に工事の状況をわかっていただくという取り組みが9ページ目でございます。

10ページ目は、これは今度は、工事を契約して、いざ工事を始める段階の話でございますけれども、こちら最初で、しっかり受発注者間で工事工程の共有、あるいは用地ですとか関係機関との調整の状況なんかを共有すると。それから、第2回目の打ち合わせ以降も進捗状況を確認するとともに、変更が生じたら、適宜その辺の更新を行う形になっております。

最後、11ページ目でございますけれども、今、申し上げた10ページ目のような受発注者間の調整を、ASPと呼ばれる情報共有システムで電子的に行うことによって、より

効率化を図ろうという取り組みでございます。

以上、説明を終わります。

【古阪座長】 どうもありがとうございました。途中で質問があったほうがいいのかもありませんが、まとめて時間の都合でやります。

続きまして、資料3-3の「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」について、国土交通省より説明をお願いいたします。

【佐々木官庁営繕部整備課課長補佐】 官庁営繕部整備課の佐々木と申します。資料3-3をごらんください。横使いの概要と縦使いの本文という形で分けさせていただいておりますけれども、概要でご説明させていただきますけれども、本文も見比べながら確認していただければと思います。官庁営繕部の工期設定の取り組みについてご紹介させていただきますけれども、従前より工期設定についてはいろいろ検討させていただいていることではございますけれども、取り組みについてご紹介させていただきます。

まず、1ページをごらんください。1つ目の四角でございますけれども、今までの取り組みのご紹介をさせていただきます。平成26年、品確法の改正に基づいて適切な工期設定をするようということになりまして、今まで営繕部で取り組んでいました公共建築工事における工期設定の現状に関しまして建設業団体様と意見交換を行いまして、問題意識を共有させていただいて適切な工期を設定するというので、平成27年3月でございますけれども、「営繕工事における工期設定の考え方」ということで取りまとめております。

その後、2つ目の四角でございますけれども、その後は地方公共団体様と意見交換会、アンケート調査等を踏まえまして、工期設定の基本的考え方について広く公共建築工事全体に普及促進をしたいということもありまして、地方公共団体に対して意見交換、また建設業関連団体様のご意見をいただきながら、平成27年10月でございますけれども、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」ということで営繕部として取りまとめました。

3つ目の四角でございますけれども、平成29年度の「働き方改革実行計画」に基づきました建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議において、公共・民間含めての建設工事において適正な工期設定の考え方ということで設定されましたので、改めて公共建築分野の発注者が連携を図りまして、建設業の働き方改革を一層推進するというので、各省庁、地方公共団体、また建設業関連団体様の意見を踏まえまして、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」の所要の見直しを行いまして、改めて平成30年2月ござ

いますけれども、官庁営繕部の取りまとめから、地方公共団体も含めるということで、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議と全国営繕主管課長会議の取りまとめということで、ご紹介をさせていただいております。

具体なご説明でございますけれども、2ページをごらんいただけますか。公共建築の基本的考え方について、定性的にまとめてあるものでございます。工事発注の企画段階から施工の各段階において、工期設定の基本的な考え方について整理をしております。

まず、基本方針というところをごらんください。工事目的物の品質と工事の安全性・経済性等の確保を考慮いたしまして、工事の規模、地域の実情、工事内容、施工条件等を踏まえ、適切な工期設定をすることを宣言しております。また、この適切な工期設定が担い手確保につながることも明示をさせていただいております。

次の調査・設計段階からについては、発注者が適切に工期を設定するための各段階の事項を示しております。まず、調査及び設計段階でございますけれども、企画事前調査、設計を実施する段階であります。この段階で事業の全体スケジュールを把握するというところで、重要な段階になっております。

まず、(1)といたしまして、事業全体のスケジュールを把握するというところで、①から③の期間を十分に想定した上で適切な事業を企画することを明示しております。まず、①といたしまして、現地調査、関係機関との協議・調整に要する期間の確保。②として、設計、入札等及び施工に関する期間の確保。施工に要する期間といたしましては、赤字で書かれていますけれども、労務・資材の調達等の準備期間、施工終了後の各検査等の後片づけ等が含まれております。③といたしまして、近隣等関係者への工事の事前説明と調整に要する期間も確保することを明示しております。

(2)といたしまして、敷地・施設等の状況を的確に設計図書へ反映するため、事前の調査を十分に行うことを明記しております。

(3)でございますけれども、こちらについては設計段階の話ではございますが、設計図書間の不整合を生じさせないようということで、図面審査の確実な実施と、要求性能と施工中の確認事項の設計図書への明示をしております。

次に、工事発注準備段階でございます。こちらについては適正工期を決定する最終段階でありまして、予算上の対応、発注時期の検討など、重要な要素となることを示しております。

まず、(1)でございますけれども、工事内容、施工条件等を適切に反映した工期を入札

条件として徹底することを明示しております。

(2) といたしまして、複数年度にわたる工事におきましては、可能な限り債務負担行為の積極活用、また、建設工事の繁忙期を避けた発注時期・工事施工時期の平準化に努めることを明示しております。

(3) といたしまして、余裕期間の設定など、契約上の工夫を行いまして、技術者を過剰に拘束しない、ゆとりのある工期設定に努めることを明示しております。

右側に行きまして、入札契約段階でございます。こちらについては、入札時の質問回答というのがあります。その質問回答において、工期に影響する事項があった場合についての適切な対応を示すことを示しております。

まず、(1) でございますけれども、質問回答において、施工条件、施工手順、工期に影響する事項につきましては、明確な質問回答と施工条件の明示に努めることを明示しております。

(2) といたしましては、適正工期を設定することが重要ということもありますので、工期短縮に関する技術提案を求めない、原則禁止ということを示しております。

次に、施工段階でございますけれども、施工開始・施工中に行うべき事項を明示しております。

(1) といたしまして、工事開始に当たって、遅滞ない設計意図伝達の必要性和、施工中の施工計画・施工図等における迅速な承諾行為とワンデーレスポンスの実施を明示しております。

(2) といたしまして、工事の進捗状況を的確に把握いたしまして、遅延の有無を確認することを明示しております。

(3) でございますけれども、関係工事間の調整の適切な実施ということで、これは(2) のことも踏まえておりますけれども、各工事間の調整等、赤字で書かれてはいますが、全体工期のしわ寄せがないよう、設備工事など後工程の適正な施工期間を確保することを明示させていただいております。

次に、その他留意事項でございますけれども、上記を踏まえて、発注者が行う適切な工期を設定するために必要な留意事項を明示しております。何点かあるんですけども、4点ほどご説明させていただきます。

(1) でございますけれども、多雨などの自然的要因及び労働事情など社会的要因に対する考慮を明示しております。自然的要因につきましては、特に躯体と外構工事などにつ

いて、地域性の特性の配慮することを明示させていただいております。

(2) につきましては、週休2日の確保。祝日、年末年始、夏季休暇、行事等の不稼働日等を考慮することを明示しております。

(3) といったしましては、受電時期及び設備の総合試運転期間の考慮。これにつきましては、適正な概成工期を設定することを明示しております。丸の赤字の部分ですが、適正な工期設定を自ら適切に行うことが困難な場合につきましては、外部機関等の仕組みを活用することを明示させていただいております。

最後に、工期の変更でございますけれども、設計図書の施工条件と現場の状態が一致しない場合において、適切な設計変更等の実施を明示し、その結果、必要に応じてではございませんけれども、工事一時中止に伴う工期の変更も明示をさせていただいております。

下段の枠でございますが、この「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」につきましては、次にご紹介があります日本建設業連合会様が策定しております「建築工事適正工期算定プログラム」にも反映させていただいております。あわせて、「基本的考え方の事例解説」と「公共建築工事の発注者の役割解説書」に、適正工期の必要性について明示をして、各種会議、公共建築相談窓口等を通じまして、公共建築工事等の発注者への普及促進を図っております。

また、最後の下の下段の四角の枠でございますけれども、官庁営繕工事につきましては、企画から施工段階の各段階において、この基本的考え方に基づき日本建設業連合会様が策定させていただいております適正工期算定プログラムなども参考に、適正な工期を確保できるように進めております。

説明は以上でございます。

【古阪座長】 ありがとうございます。最後に、資料3-4の「建築工事適正工期算定プログラム」について、日本建設業連合会よりご説明をお願いいたします。

【木谷委員】 それでは、日建連の「建築工事適正工期算定プログラム」についてご説明いたします。目次は割愛いたします。

まず、開発の背景でございますが、問題提起といたしまして、先ほど青木局長からもお話がございましたけれども、過度に短縮された工期は安全性並びに工事の品質に多大な影響を与えます。また、短縮に見合った適正な発注価格になっていないこと。これが工期のダンピングということでございます。それから、長時間労働並びに作業環境の悪化、あるいは休日の少なさを招きまして、他産業に比べまして若い人の人材確保が非常に難しい状

況でございます。必要な工期、工期短縮に必要なコストを説明する客観的な知見とか手法が不十分であるという背景がございました。

工期に関する情報は、各ゼネコンでノウハウを持っております。それが体系化されていないということで、各社が個々で保有しております工期に関する情報を集約いたしまして、それを体系化しようということで、業界としてのものさしをつくることで、この工期算定プログラムを作成開始いたしました。

目的は何かといいますと、まず、我々建設業に従事しています人々の生活の質を高めて、さらに、将来にわたる担い手を確保すると。そのためには、1日8時間労働であり、完全週休2日制をとり、長期休暇も取得できると。これらを実現する必要があると考えます。適切な工期であるか否かを判断するために、建築工事の適正工期を算定するツールとして、このプログラムを開発いたしました。

次に、このプログラムの考え方でございます。ステップ1、2、3とございますが、まず、あるプロジェクトを仮にこのプログラムで算定しますと、22カ月という工程がでます。ただし、各プロジェクトは必ず諸条件がございます。必ずまっさらな更地の中で仕事をするわけではございませんので、施工条件等でプラスアルファの部分が当然あるものもございます。ただし、我々は技術屋として、それに甘んじることなく、技術でカバーして何とか少しでも短縮したいということで、ここにありますように、22プラス3マイナス1ということで、ゼネコンとしての適正な工期としては24カ月ということになります。これがお客様と契約できれば、ウイン・ウインの世界になるのかと考えております。

次に、開発の変遷でございます。2014年の6月に「改正品確法」が交付されまして、施行。その中に「適切な工期の設定」が明記されました。また、10月には国交省様の営繕部との連携のもとに、品確法改正に伴います工期の設定に対して取り組みを始めることといたしました。2014年の11月には、日建連として、施工部会26社とありますが、そのうちの大手5社プラス中堅3社、8社を構成会社といたしまして、このプログラムの算定ワーキングを立ち上げました。

15年3月には、日建連は「再生と進化に向けて」と題した建設業の長期ビジョンを発表いたしました。その中で、担い手確保のための休日の拡大、あるいは処遇改善が必要であるという、そういうことをうたいました。16年の5月には、バージョン1のプログラムをリリースいたしました。翌年、17年7月には、日空衛様と、それから電設協様の監修協力を得まして、設備工事の適正工期も含めた「建築工事適正工期算定プログラムV e

r. 2」をリリースいたしました。8月には、先ほどご紹介ございましたけれども、関係省庁連絡会議の中で「建設工事における適正な工期設定のためのガイドライン」というものが発表されました。

それから、12月には、日建連は「週休2日実現行動計画」を発表いたしまして、翌年7月にはバージョン3をリリース、さらに19年の4月には改正労働基準法の施行ということで、建設業は5年間の猶予期間をいただいております。それから、6月には新担い手3法の成立ということで、この中でも「工期に関する基準」の作成ということで、先ほどご説明ありました著しく短い工期請負に対する締結の禁止などということでもあります。本年7月にバージョン4をリリースということでございます。

今までのバージョン1からバージョン4の内容につきましては、次の表にありますとおりでございます。主だったものだけをご紹介いたしますと、まず、必要なことは何かというと、工事の歩掛。これは8社の歩掛を全部持ち寄りまして、その平均値を取り、1シグマ以上外れている歩掛を外しまして、あとは建設工事標準歩掛とのちょうど中間値を日建連の歩掛といたしました。

それから、今回は、過去20年間の47都道府県の気象データをベースにいたしまして、各地域ごとに作業不能日も割り出しております。また、60メートルまでの高さのものにつきましては、裏で構造計算をいたしまして、数量の算出ができます。ですから、歩掛と数量と、それから適正な投入数で工程が組める仕組みになっております。

バージョン2では、S造の超高層対応ということで、200メートル、45階までは対応できますし、それから、先ほどお話しした設備の工程が全て反映されております。

それから、バージョン3では、免震構造が最近多く、それに対する対応。また、寒冷地等、冬期の休止あるいは施工歩掛の低減といったところも入れております。

それから、バージョン4では、最近はやりのプレキャスト工法ですね。これも200メートルまで、60階ということで、どんどん規模の拡大ということでやってまいりました。

それでは、細かくなりますけれども、簡単にプログラムの特徴についてお話をします。用途、構造、規模の入力情報から最も可能性が高い条件を自動で選択いたしまして、先ほどお話ししたように、数量を算出、その数量に対して投入数あるいは歩掛ということで、自動的にネットワーク工程を作成すると。例えば人で半日あるいは1日かかるものが、ほんとうに数分でできるということで、全てバックデータを持っておりますので、どこを問われても答えられる状況になっています。それから、ユーザーが各工種の仕様だとか工法

も選択ができます。過去20年の話につきましては、ここに書いてあるとおりでございます。

それから、先ほどお話ししました構造計算ですね。こういうプログラムが裏で動いておりまして、いろいろと数量が全部出るということでございます。

それから、単純なこのようなパート工程が簡単にできまして、我々が作ったプログラムを正しく使いますと、右上にありますように、「日建連適正工期」という赤い文字が出ます。ユーザーが投入数を変えたり歩掛を変えてしまうと、この赤い文字が消えまして、青い文字になります。それから、緑のラインは出来高曲線であります。それから、ピンクの濃い太文字はクリティカルパスを示します。ですから、こういう形で、つまびらかに表現ができる形になります。

次に、プログラムの概要の中で、対応している用途でございますけれども、現在は、事務所、集合住宅、学校、工場、倉庫、医療施設と。それから、対応している構造につきましては、RC、それからSRC、Sと。先ほどお話しした一部免震もございまして、柱RCの梁Sというハイブリッド構造にも対応できます。それから、規模につきましては、地下4階から地上25階、あるいはS造については45階の200メートル、それからPC、プレキャストについては60階の200メートルということでございます。

それから、入力できる1フロアの建築床面積ですが、1フロア5,000平米と。工場、倉庫については1万平米としております。それから、各工区ごとのラップ作業を、バージョン1ではそこまでできていなかったんですが、最近には既にラップ工程を取り入れております。それから、先ほどご説明した電気設備、あるいは衛生空調設備、あるいは試運転期間等々、設備工程も明確に反映されております。

それから、建物形状ですね。6種類の平面形状から選ぶことができます。それから、設計図書が固まってまいりますと、実際に柱の本数だとか杭の本数だとかは直接の入力ができます。ですから、どんどん図面のデータを入れていきますと、精度が高まる形になります。

最後に、今現在、バージョン5の開発項目でございます。今、エンドユーザーからいろいろなご要望がございまして、最近、5,000平米の事務所では足りないということで、今現在、7,200平米まで拡大しようと思っております。それから、医療、学校につきましても9,600平米、あるいは工場、倉庫につきましても約2万平米というところまで拡大しないと、適応率が9割ぐらいいかない状況でございます。

それから、用途の拡充といたしまして、最近、特に多いんですが、物流ですね、物流倉庫。それからショッピングセンター、商業ですね。それから、ホテル。このあたりも追加する予定です。それと、低層が広くて高層が小さいという、建物の形状も最近多様化してまいりましたので、それにも対応できるような形。それから、途中階で例えばRCからSに変わる、逆にSからRCに変わるということも、今、対応しようとしております。

バージョン5のリリース予定は、来年の7月末でございます。

今、お手元に、適正工期のプログラムのパンフレットをご用意しておりますが、これを読んでいただければ、大体今お話ししたことが網羅されてございます。

以上で報告を終わります。

【古阪座長】 どうもありがとうございました。ただいま4つの説明がありましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いします。

どうぞ。

【佐藤（善）委員】 全室協の委員をさせていただきます佐藤でございます。いろいろご説明、ほんとうにありがとうございました。我々は、躯体業者が終わった後の軽鉄ボードを中心にして仕上げをやっている業界でございます。今、土木では、工期設定支援システム、そしてまた日建連さんの適正工期算定プログラムということで、工期設定について非常にいろいろな要素を含めてつくっていただいていると非常に感心した次第でございます。

ただ、問題は、どうしても躯体がおくれた後の仕上げということで、土休も設定してやっていたのに、例えば鉄骨のハイテンションボルトがおくれて躯体がおくれたとか、そういうことも含めて、あと、労務が非常に忙しくておくれたもののしわ寄せが、どうしても我々の業界に来るのが常でございます。

これから若い人を入れて、土休もさせていきたい、有給休暇も設定したいという中で、工程をどのように考えていくかというのが我々の課題ですけれども、例えば3月末、年度末工事ですね、これは、官庁さん、それから3月決算の民間企業は多いわけですけれども、これを延ばして、例えば4月、5月にしていただくと。それによって、非常に労務が助かると。我々、どうしても12月、1、2月が非常に忙しくて、3月以降になってくると暇になってくる状況でございますので、その辺を一つ工程に入れられないのか。

もう1つは、例えばどうしても年度末であれば、特別な見積単価でもって高い単価で発注いただけないのかということも含めて、我々、議論していければと思っております。

若い人がこれだけ少なくなってきましたと、我々の業界に入ってくる人も少ないものから、何とかつなぎとめたいという思いで質問させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【古阪座長】 これは国交省で何か回答がありますか。

意見でいいですか。どなたかに質問されますか。

【佐藤（善）委員】 ご意見でいただければ。

【古阪座長】 意見でよろしいですか。それでは、意見として、またいずれそういうのも議論の的の中に入るとは思いますけれども、それでは、ほかの方でご意見がありますか。あるいはご質問。

出る前に私が共通でお聞きしたいんですけれども、公共の土木と公共の建築の、この部分の設計に関しては終わったという前提のもとでの計画ですね。公共だから指定工期と言ったほうがいいぐらいのことですね。民間で考えるということではないということですね。

【近藤建設システム管理企画室長】 土木の関係で申し上げますと、先生おっしゃるとおり、基本的には設計が既に終わっていて、それに基づいて別立ての工事を契約する形になります。

【佐藤官庁営繕部整備課長】 官庁営繕部でございます。官庁営繕部も、当然設計があって、週休2日をちゃんと反映させた工期を設定するということで発注をしております。

【古阪座長】 日建連は、もちろん発注者がどう見ているかということですね。それから次は、設計がどうか。その部分で設計変更がさまざまに起こってくるのが前提としてはあるわけですね。その辺は、今はまず第1段階ということで、工事の段階ということで、私も拝見して非常によくできているとは思いますが、今の質問に関しては何か回答いただけますか。つまり、発注者というものと設計者というものが全部終わった後の工事側だけで工程を考えるとこうだよということですね。

【木谷委員】 今のご質問ですが、発注者並びに設計が終わっているということであれば、ただし、条件がありまして、設計図書の中の整合性ですね。意匠・構造・設備の整合性が、ほとんどとれていないのが現状。ですから、以前は、着工してから整合性をとるのに相当時間とパワーを費やされると。最近は、特に設計施工の物件に関しましては、フロントローディングという形で、基本計画あるいは基本設計の段階から生産の情報を入れまして、後戻りがないようなそういう設計をやることによって、着工した後、ばたつかずに

済むということが言えるわけです。

ただ、残念なことに、我々からすれば、設計事務所の設計でゼネコンが施工する場合には、そのあたりがフロントローディングができないことが、今、最大の課題でございます。ですから、そのあたりが何とかできますと、川上段階で課題を潰すと。これを川下で潰すと、ほんとうに全然工期が足りなくなるのも現状でございますので、そこが最大の課題かと考えております。

【古阪座長】 多分、これは課題というよりも、発注者が決めることですね。それを設計施工にせよとか、あるいは基本設計だけが設計で、あとは施工側でやれとか、それは幾つかの方法がありますので、それはそれとした上で、日建連としてどのようにされるかというのがあったほうが望ましいと思うんです。今のところのはよくできていいんですけども、嫌味っぽく言いましたけれども、そういう意味では、設計変更がいろいろな段階で起こってしまうのが大問題です。これはほぼ日本だけに特有です。海外ではものすごく設計変更は高くつくということで、工期もそうですけどね。

あるいは、もう少し言いますと、設計変更が、日本ではまとめて5つも6つも。例えば1年間の工期であれば、半年に1回ずつで設計更改するというので、海外、ほぼアメリカとかイギリスでは、必ず設計変更の項目ごとにイエス・ノーを決めていくわけですね。その辺も日本のルールとは違いますので、日建連として工夫されるのは、そういうものをひよっとしたらできるようなことがあると、発注者側が非常に喜ぶということです。これはまた後の議論になると思いますけれども、どうもありがとうございました。

ほかに。どうぞ。

【小澤委員】 小澤です。ご説明、どうもありがとうございました。このワーキングで何を指すかというのはこの後の議論かと思しますので、単純にご説明いただいたことについてご質問させていただければと思います。

まず、土木の直轄工事での適正な工期設定の取り組みのご紹介、それから公共建築工事に対する工期設定の基本的な考え方については、どちらも国の直轄の工事の適用、あるいは国だけではなくて、地方公共団体も含めた公共建築工事に対してこういうものを提示している状況だと思いますけれども、それぞれどれぐらいこれが実際に使われていて、工期設定にこの考え方なり計算方法が反映されているのか。あるいはご存知なければご存知ないで結構ですが、実際の工期設定がこれに基づいてどれぐらい反映されているのかということを理解したいのが1つ。

それから、最後にご説明いただいた日建連さんの適正工期算定プログラムは、主にどなたが使うことを想定してつくられたもので、あと、先ほどの後ろのしわ寄せの話からすると、内装工事みたいなものもこの中に入っているのかどうか。

【木谷委員】 もちろん入っています。

【小澤委員】 その辺はクライアントによってみんな変わりますので、そのときに、これが誰がどのように使うことを想定してつくられたもので、実際にどのぐらい使われているのかというところの状況を、それぞれお聞かせいただければと思います。

【近藤建設システム管理企画室長】 まず、最初のご質問のうちの、土木のシステムの利用状況ですけれども、正確な数字ではなくて申しわけないんですけれども、1回お調べをしたところ、まだ2割から3割ぐらいというのが現状でございました。こういうものができたので、しっかり使っていくようにということで、今、地方整備局に対して指導しているので、こういうものをどんどん使って、バージョンアップを含めてやっていきたいと思っております。

【佐藤官庁営繕部整備課長】 官庁営繕部でございます。官庁営繕部としては、今回の工期設定の考え方を地方公共団体にもお示しはしております、実際具体的にどの団体が使われているかというのは追跡調査まではできてはいないんですが、私どもは従来、標準仕様書においても、役所が閉所日は工事しないとかという、週休2日の概念が既に入っております、うちの標準仕様書を使っている地方公共団体の方々は、原則、ほんとうは入っているはずですが、地方で私も経験上いろいろ聞くと、実際十分反映されていないのではないかという声は聞いておまして、まだ実際、こういう考え方が浸透を十分しているかと言われると、まだかと思えます。

【木谷委員】 日建連の適正工期算定プログラムを活用される方々というのは、我々は、まずゼネコンとして、お客様に対して適正はこうですということを言うがためにつくったわけですね。それはもちろん使えますし、発注者サイドでも、まず事業計画をされるときに、いつ事業計画をして、いつ竣工になるのか。これを適正工期で算定しますと、大体川上でどれぐらいの期間をとらなきゃいけないかと、そういうことが見えるわけですね。ですから、そういう方々にもそのように使っていただきたい。

もう1つは、先ほどご質問あったのは、どれぐらい使われているかという話ですが、日建連の会員と会員外で、120社300本ぐらいはもう出ています。それから、国交省様並びに地方自治体の方々は無料でこれをダウンロードできますので、数としては

2000近く使われております。ダウンロードしたから必ずしもそれがプロジェクトにつながっているかというのは私どもでは確認できませんけれども、数としてはそれぐらいの数が出ていると。

【古阪座長】 どうもありがとうございました。それでは、また最後にも質問の時間をとりますので、とりあえず次の議事に移りたいと思います。

資料4の「工期に関する基準の作成に向けた考え方(案)」について、まず事務局からご説明をお願いします。

【平林建設業政策企画官】 では、資料4、横紙でございますけれども、「工期に関する基準の作成に向けた考え方(案)」ということでご紹介をさせていただきまして、委員の皆様には後ほどご議論をいただければと思います。

1ページ目でございますけれども、これは今回まさにお願いをさせていただいていることとでございますけれども、今回、通常国会で建設業法を改正いたしまして、中央建設業審議会にて工期に関する基準を作成いただくことになったところでございます。

2ページ目として、事務局、私どもで今のところイメージとして持っているものということでご紹介をさせていただいております。これは9月に行われました総会でもご紹介をさせていただいておりますけれども、イメージといたしましては、契約から完成までの間の全工程に共通する事項、それから、真ん中のところがございます準備段階、施工段階、後片づけ段階といった各工期において考慮すべき事項、それから、その他という形に大別をいたしまして、それぞれの項目別に、どういう項目を考慮して工期を設定しなければいけないかという定性的な要素を盛り込んでいく話だと思っております。

先ほどご指摘いただいておりますけれども、私どもとしても、設計変更が行われるときは非常に重要なポイントでないかと思っております。3ページ目のところでは、こちらの資料を総会のときにご紹介させていただいた際に、総会の委員の方々からいただいたご意見を箇条書きで書かせていただいておりますけれども、どんな工事を対象にするのかですとか、公共・民間の違い、あとは先ほど申し上げました工期の変更、あとは技術革新などがあって工期が短くなることも考慮するですとか、台風、緊急対応といったところも観点としては必要ではないかといったご意見を頂戴したところでございます。

それで、4ページ目以降でございますけれども、先ほどごらんをいただきました2ページ目のイメージがございまして、それぞれの項目にいろいろな項目が書いてございます。4ページ目では、全工程に共通する事項ということで、雨ですとか雪ですとか休日という

ことを書かせていただいておりますけれども、今はあくまでもイメージでございますので、ここも例えば真ん中の青帯のところに書いてございますとおり、河川の出水期における作業制限ですとか、場合によっては最近の猛暑日による効率の低下なんかも考慮しないといけないということがあるのかもしれませんが。

次の5ページ目以降も、順次同じように、それぞれの段階において、今、考慮すべき事項、それから、これだけではまだ足りずに、さまざま追加で検討していかなければいけないのではないかとこの事項があるのではないかと思いますので、一つの観点といたしましては、この追加検討の視点というものがどういうものがあるのかということ、大枠について皆様方の合意を得られれば、ここのそれぞれのところを少しさらに詰めていくことが必要になってくるのではないかと考えてございます。そういったところが、9ページ、10ページぐらいまでのところに続いて書かせていただいているところでございます。

そして、11ページからは、先ほども少しご紹介をさせていただきましたけれども、幾つかの分野、特に今日、委員としてご参加をいただいております住宅・不動産、鉄道、電力、それからガスといった主要の4分野につきましては、先ほど申し上げましたとおり、分野別の連絡会議が既に設けられておりまして、それぞれの分野の中で、それぞれの特性の工事なり施設の建築につきまして、どういう項目を考慮しないといけないかという課題の抽出を、既にある程度していただいているところが、11ページ、12ページのところでご紹介をさせていただいているところでございます。

それから、13ページ目でございますけれども、これは私ども国交省で作成をさせていただきました週末2日達成に向けた取り組みの好事例集というものがございます。委員の皆様方には参考資料の3ということで、机上の資料の一番後ろに分厚い紙がついております。大変恐縮でございますが、追々、ご関心がございましたら、その13ページのところにありますリンクのところからご参照いただければと思いますけれども、今年、週末2日の好事例を、幾つか私どもで整理をさせていただきました。

目的は週末2日を促進することではあったんですが、これを工期という観点で見ても、次の14ページのところでございますけれども、週末2日を達成できたということは、要するに適正な工期で実施ができたということでもございますので、そういった好事例集の中から、例えば取り組み内容ということで、シフト制ですとか、ICTの活用ですとか、さまざまな要素をピックアップすることができているところでございます。また、逆に留意すべき課題ということで、先ほどもご紹介をさせていただきましたが、自然災害への対

応ですとか工事特性の考慮といったものも考慮しなければいけないというのも見えてきたところでございます。

少し具体的な例を3つほどご紹介させていただきますと、15ページ、これは住宅・不動産の関係でございますけれども、例えば週休2日、適切な工期を実現するに当たってどんな取り組みをしたかというのが右下に書いてございますが、密な打ち合わせによる進捗確認ですとか、早期の図面提出による手戻り・不具合の防止、ITの活用といったようなことをやっていただいた結果、適正な工期で週休2日がとれて完成をしたところでございます。

16ページ、鉄道分野でございますけれども、これも鉄道の特性がございますので、集中した現場閉所という取り組みですとか、ITの活用といったところを進められた事例でございます。

17ページ、電力でございますけれども、これも定期的な打ち合わせをやって、しっかりと受発注者で工事進捗を管理したですとか、その結果、月1では3連休もしっかりと徹底してできたということでございます。

あわせて、一番下のところでございますけれども、取引先の連携ということで、取引先の経営層の方と、4週8休を考慮したときの工期設定のあり方についてしっかり検討したということで、いずれも共通としては、受発注者がしっかりとタッグを組んで話し合えていっているところが非常に重要なポイントになっていたのかと思ひまして、こういった好事例集から、どういった項目を考慮すれば適切な工期につながるのかという観点を重視することもできるのではないかとということで、少しご紹介をさせていただいたところでございます。

次の18ページ、19ページが、本日、委員の皆様方にこれからご議論をいただきたいと思っております、この委員会が目的といたします工期に関する基準の作成について、どのような形で進めていくべきなのかと。最終的にどんなアウトプットにするのかということにもつながってまいります、それに当たっての論点をご議論していただきたく、4点ほど掲げさせていただいているところでございます。

1つ目は大枠といたしまして、この資料の2ページ目でイメージを示させていただいておりますけれども、先ほどのイメージのところでも申し上げましたとおり、全工程に共通して考慮すべき項目ですとか、工事の工程特性別に考慮すべき項目を、もう少し細かく見ていく必要があるのではないかとということで、それを引き続き詰めていくことでよろしいか

というのが1点目でございます。

一方で、2点目でございますけれども、この工事に関する基準については全ての建設工事の請負契約を対象にいたしますので、非常に多数の工事分野が出てまいります。個別の工事分野ごとにあまりにも細かな基準を規定いたしますと、非常に膨大な量になってしまひまして、かえって基準がわかりにくくなることもございますので、工事ごとに特性が異なる主要な民間分野については、個別に検討をしてはどうかと考えております。

先ほどもご紹介のとおり、現に主要な工事分野、住宅・不動産、電力、ガス、鉄道という分野でございますけれども、こちらにつきましては既に分野別の連絡会議が設けられておりますので、既に一定程度ご検討をいただいておりますけれども、さらなるという部分につきましては、そちらの連絡会議で、もう少し詰める部分は詰めていただきまして、このワーキングに報告してもらって、取り上げて検討していく形で、個別の工事分野ごとの特性についてはそのような形で検討を進めてはいかがかというのが2点目でございます。

次の19ページ、3点目でございますけれども、今申し上げましたとおり、全ての建設工事を対象にしたものではございますが、基本は発注者と元請業者との契約がスタートになってまいりますので、そちらを念頭にまず検討を進めまして、おつて下請工事における特性といった要素も盛り込んでいくという順番で検討をしてはいかがかというのが3点目でございます。

最後、4点目、本日、事務局側からさまざまな取り組み、日建連さんにもお願いをしましてご紹介いただきましたけれども、このように、現実にある取組も踏まえながら、各業界の現在の取り組みを伺って必要な項目を追加していくという、ボトムアップ的に基準をつくっていくことがいいのではないかと考えております。その観点で、今回1回目、私も事務局で主としてご紹介をさせていただきましたけれども、できますれば、次回以降、この委員会、発注者・受注者の方、双方入っていただいておりますので、各委員の皆様方からそれぞれの工期設定に当たっての取り組みをご紹介いただきまして、それを工期の基準の作成に生かしていければと考えておりますというのが4点目でございます。

以上4点、その他、違う論点ですとか、この論点じゃないのではないかとといったご意見もあるかもしれませんが、ぜひこの工期に関する基準をどのようにしていくかということにつきまして、委員の皆様のご意見を頂戴できればと思っております。よろしくお願ひいたします。

【古阪座長】 どうもありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご

質問、30分ぐらいの時間をとっておりますので、ぜひとも一言は言って帰っていただきたいと思いますが、なければ私がどんどんやります。

どうぞ。

【高橋委員】 電設協の高橋でございます。いろいろ説明ありがとうございました。この論点に関しては、私どもはこのとおりで結構だと思っております。内容的に、どうしても電気工事、全工程の中盤あたりから後半、最後の最後が私どもの仕事量が一番多い職種でございます。できたら、一番大きな建物の、例えば受電のときには工程がどうあるべきなのか、どこまでどう仕上がっていなければいけないか、その次には消防検査。消防検査のときに、今、現場が大型化してきているのが多うございまして、部分部分で検査を受けるのが日常になってきているみたいなことありますけれども、電気設備の場合は全体のシステムとして検査を受けるものですから、仕上がっていないところが2割でも3割でもありますと、なかなかシステム的に検査が通りにくいということで、ご迷惑をかけることが多かったということをお聞きしております。

ですから、仕上げの区切り区切り、中間中間での工程のあり方を、この会議か、それか別の会議でも結構でございますので、検討して進めていただけたらありがたいと思っております。以上です。

【古阪座長】 どうもありがとうございました。今の意見は、公共土木、公共建築、民間。多分、民間のことに集中しているんじゃないかと思いますが、そういうことをはっきりと言っていた方がいいので、ぜひともそういうのを。

そういうこと言うと、設計変更とか何かは、全部、後が尻拭いをするということになってしまっているわけですね。それは元請から下請に続いていくというのも同じことで、その重層構造と工事の順番のやり方は、技術的にはそれでしょうがないですね。しょうがないんだけど、設計変更とかそういうものが飛び飛びに入ってきますと、それが一挙に工期が破綻しちゃうということなので、それは多分、私は非常に重要だと思いますけれども、ここの課題としては少し違うのかと。これはまた次のときに国交省としてもご返事いただきたいと思いますが、非常に重要なことです。尻拭いは設備と内装になってしまっているんで、ぜひともその辺は何とか解決はした方がいいと思いますけれども。

【高橋委員】 お願いいたします。

【古阪座長】 ほかに。どうぞ。

【青柳委員】 群馬県建設業協会ですが、全国建設業協会の委員として今日は参加して

いるわけでありませんが、委員の資料として、添付資料をおつけしておきました。

【平林建設業政策企画官】 資料5ということでお配りさせていただいております。

【青柳委員】 資料5について簡単に説明をしながら、全建の考え方というか、地方の建設業協会の考え方、まず入り口のところを説明したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

工期設定に関しては、特に土木に関して直轄の分任官工事は、あまり問題ないと思っておりますが、逆に工期が長くなるのが経営を圧迫して大変というところは、先程の説明を聞いていて1点ありました。

資料5の説明をしてみたいと思っておりますが、先月の17日から24日にかけて、適正工期について会員企業に群馬の協会として調査をし、アンケート数はそこに書いてありますように、276社のうちの80%の222社が回答をしております。設問は簡単に5つだけでありまして、その次に自由意見、そして今回の適正工期を議論するにあたり、地方の業界でどういった期待をしているかというところになっております。

まず問1、一番左の円グラフであります。公共工事で使用する歩掛の標準工期について聞きましたが、「短い」、「やや短い」と思う企業は約3割となっております。「特別な問題がなければ大丈夫」、「問題がない」を合わせて7割となっているわけでありまして、おおむね、現状の歩掛に基づいた我々クラスの工期設定に関しては、公共工事では問題がないと思っております。

続きまして、問2の円グラフであります。民間発注工事に関しては、今度はこれは逆になりまして、「工期が短い」という割合が多くなっているのを見て取れるのかと思っております。

次に問3でこの二、三年で実際に施工した工事について、短い工期を経験したことがあるかという状況について聞きましたら、「著しく短い」、「短い」工事があったのを加えると62%になり、多くの企業が何らかの形で短い工期の工事を経験している状況がわかります。

下の段であります。短い工期の工事があったと回答した企業138社に聞いてみましたが、公共工事の土木が6割となっており、これは会員企業がほとんど公共工事を担っている会員ということもあって、このデータになったものと思っております。その中で、問5で工期が短い理由の複数回答を求めたわけでありまして、発注時点で完成期日がもう決まっております。そこから先は変えられないということを選んだ企業が最も多く、回答企業

138社のうち70%の企業が選んでおりました。また、支障物件などの問題があったが、工期の延長は認められなかったというのが36社もあります。

工期が短い理由は何か、公共・民間に分けて回答を求めたところ、「発注時点で完成期日が決まっていた」が大半を占めており、施工にかかれぬ、他工区との関係で施工途中の問題点が発生など、工事途中で影響が出て工期延期にならなかった、完成期日が決まっていた変更できなく工期にしわ寄せとなったのがある。民間工事は「発注時点で完成期日が決められていた」が、公共工事よりも多くなっているのが現状かと思っております。

設問6であります。次のページで、こういった調査ではデータ化することも大事ですが、自由意見から見えてくるものもあります。まずはフレックス工期。フレックス工期とは余裕を持った工期設定。あらかじめ90日間の余裕を持って契約をしてそこから先、施工者側がある程度幅を持って、着工できる制度の運用拡大の声がたくさん挙がっていたことは、一番先に挙げられるのかと思っております。この会議でも参考になる自由意見がたくさんあったので、5つのグループに分けて載せておきました。

まず1点が、余裕のある工期設定、繰り越しなどの体制に関する意見が1点。その次が、支障物件、埋設物などに関する意見が、発注時の支障条件の明示であるとか、用地が買収できていないとかの見切り発注をなくしてくれとか、そういった意見が数多くありました。次に発注者、受注者間の調整がしっかりできていないで発注になっている。高力ボルトの問題などのように、資材の納入状況などをしっかり把握した上での工期設定をしてくれとか、そういった意見がありました。

民間工事に関しては、設計書にしっかり事前の情報をできるだけ多く載せてくれという意見がメインだったかと思っております。その他の意見は、先ほど話したように、二次製品の製作期間の考慮、完成日ありきの工期設定をやめてもらいたいといったような意見がありました。

設問7であります。工期に関する基準を策定するに当たっての意見を3ページに載せておきました。16項目の意見が出ておりましたが、業界の現状を踏まえた工期設定、民間工事の適正工期の難しさ、フレックス工期の設定、施工時期・発注時期による工期設定などが挙げられていました。

最後は、総括として「フレックス工期の運用の拡大」、「柔軟な工期延期の対応」、「人手不足、若年入職者不足、高齢化など業界の現状を踏まえた工期の設定を」、「民間工事も適正な工期設定を」と、4つまとめておきましたけれども、これは基本的に、大枠のところ

で地方の業者は具体的な適正工期に関する考え方を決定してもらいたいというところが、アンケート結果を踏まえたところの意見でありました。

以上、全建というか、群馬建設業協会の調査の結果の資料5に基づいた説明であります。

【古阪座長】 ありがとうございます。これは国交省から何か意見をもらえる希望がありますか。

【青柳委員】 いや、現状だということによろしいですけども。

【古阪座長】 それでは、全建の方の発表も含めて質問があれば、言っていただいたらいいと思います。

【木谷委員】 日建連の木谷でございます。資料4の中の2ページ目、その他考慮すべき事項の中に、過去の同種類工事の実績と。これは、過去のものは大概4週4休ですよね。ですから、比較されるとき、これは完全に4週8休に換算してもらわないと比較できないということが1つでございます。ですから、このあたりはぜひご考慮願いたいこと。

それから、日建連の適正工期も、全てのものが全てできるわけではございません。適用範囲が、先ほどご紹介した件につきまして、90%ぐらいの適用範囲まで拡大しようと、今、動いております。問題は、最近、都心の建物で、解体を伴いながら新築していくと。こういうのも特殊な事例でございますので、なかなかこういうものは算定しづらいと。あるいは大空間とかそういうものがあるわけですけども、できる限り定性的な評価も大事ですけども、定量的に、まずは、適用できるものについては、ぜひプログラムで算定していただいて、適正かどうかという判断をぜひお願いしたいというのが1つ。

それから、もう1つは、資料3-1、6ページ、著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置のページですけども、多分、我々ゼネコンは、発注者様と契約すると、あとは何もものが言えないのが実情だと思います。違反の疑いを通報するといっても、これもなかなか実際は多分できないと思うんです。であれば、許可行政庁が抜き打ちでもいいと思うんですけども現場に行って、このシステム、法律が安定するまで、ほんとうに実態を確認していただいて、駆け込みホットラインのかわりですけども、実態を見ていただきたいのが私のお願いでございます。

以上でございます。

【古阪座長】 どうもありがとうございます。これは国交省で、どなたか回答というか、ありますか。

【平林建設業政策企画官】 ありがとうございます。4週4休、4週8休のところはお

っしゃるとおりだと思いますし、あわせて、これはさらに今後の話になりますが、2024年度からは時間外労働の罰則つき上限規制の話も出てまいりますので、この基準ができるときにはまだ施行になっておりませんが、将来的にはそういうことも見据えていく必要があるだろうと思っております。

先ほどおっしゃっていただきました勧告のところでございますけれども、なかなか言いづらいのは、多分、確かにあるんだろうと思っております。私ども、なかなか法律に基づいて、これはかなり公権力の行使に近いところもございまして、法律上の立検というのはなかなか難しいところがあるかと思っておりますけれども、一方で、元請さんが仮に言いづらかったとしても、先ほどの話で、元請さんがもちろん吸収して下に影響を及ぼさなければそうならないんですが、今までの話で行きますと、1次、2次と下請さんに影響が及んでいくと。そうしますと、下請さんからは、逆に私どもの駆け込みホットラインに通報が来ることもあろうかと思っております。

そのときには、まずは直上を多分見るんでしょうけれども、それがどこから最終的に原因になっているのかを遡って調べていくことが必要になってこようかと思っておりますので、そういうところでも、直接は言いづらいところがあるかもしれませんけれども、結果として、それが遡っていった結果、元請さん、さらに発注者さんまで行くこともあるのかと思っておりますので、そのあたりのところは私どもも法律の施行に向けて、これをどのように運用していくのか、引き続き検討をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

【古阪座長】 よろしいですか。

【木谷委員】 はい。

【古阪座長】 これももう少し、このワーキングの中でも取り上げておいたほうがいいかもしれませんね。

あと、確認したいんですが、週休2日という場合のその2日は土日という意味ですか。つまり極端に言うと、土日を日本中全部休みにしますと、いろいろなことを全部やらないかん。そうすると、それぞれ、運転手にしろ何にしろ、全てが2日間休んで、ものすごく人手が要るわけですよ。

一つ、全くプライベートなことですが、10日前に土日で長野行ったんです。私の子どもたち、東京に帰る者と、我々、京都に帰るものが、土曜日に帰りました。何が起きているかという、道路の補修です。東京に帰る連中は9時間かかった。私は長野か

ら帰るのに、6時間半かかった。名古屋から草津に行くのに3時間かかると言ってる。これは参ったと思って、新名神に移りました。これは1時間半で猛スピードで行ける。補修ということをもとめてしまいますと、そういうことが全国で起こるわけです。そうすると、週休2日制は聞こえはいいけれども、いろいろな人手がそのまま5日間でやらないといけないことになるわけですね。そうすると、工事もほんとうに土日が休みでいいのかというのは、よくよく考えないと大問題になるよということの、直接的には例示はうまくはないですけども、でも結局、それぞれの専門工事業者の職人さんの生活の仕方という意味でいくと、まさに重なるわけですよ。その辺は、ぜひとも皆さんも、週休2日がいいんだというのは、もちろん休めればいいわけですけども、バランスをどうとるかという、その部分。だから今、デパートだと木曜日とか水曜日ですよ。そういうようなこともありますしね。だから、一斉に週休2日で休めばいいというのは、言うことは簡単ですけども、現実起こってみると、とんでもない労働者の数は要るんですよ。その部分は今から議論すればいいと思いますけれども。

余談でした。ほかに。どうぞ。

【齊藤委員】 **【齊藤委員】** JR東日本の齊藤でございます。週休2日は土日であるかという論点について、鉄道工事は線路の中で列車を運行しながら作業を行うことが基本であり、土日でないとな作業ができない線区もございます。

そのような条件下で、我々も週休2日を確保するべく、いろいろと取り組んでいきたいと思っております。週休2日の考え方については、建設業の働き方改革に関する鉄道関係連絡会議でもお話しさせていただいておりますが、鉄道工事の特情等を考慮し、土日に休むという前提は外していただきたいと考えております。

もう1点、資料の中でも記載がございますが、プロジェクトの開業時期が決まっている点が非常に大きな課題と思っております。当初の工程の設定は、後片づけ等も含めて考慮した上で作成しております。工程通り作業が進めはいいのですが、地中障害物等、予期できないことが発生することがあります。この対応として、設計変更を行い、工事費の増額等の対応はしますが、工期については、開業時期が社会的なニーズや、事前に開業日を公表している等の背景があり、変えづらいという課題があります。この課題に対しては、受発注者が協力し、技術による生産性向上が必須と考えております。このような一番苦労している課題について、どう対応していくか、今後考えていかなければならないと思っております。

以上です。

【古阪座長】 どうもありがとうございます。

【仲田委員】 不動産協会の仲田でございます。なかなか建設業界の方々の前だと言いくらいことも結構あるんですけども、申し上げさせていただきたいと思います。

今回の建設業法の改正は、資料3-2の4ページで示されているように、働き方改革推進を通じた長時間労働を是正することと、限りある人材を有効活用して生産性の向上を図ることを、車の両輪として追及して、もって建設業の持続性を高めて国民経済の発展に資するようにすることだと私は理解しております。そのために適正工期を定めるということですから、適正工期は、単なる長時間労働是正にとどまらず、生産性向上にも資する内容でなければならない。少なくとも生産性向上を妨げるようなものであってはならないと思っています。

そういう意味で、適正工期は、日々不断に進む技術革新や、現場での工夫、アイデアといったものを継続的に盛り込む仕組みとすることはもちろんのこと、ボトムに合わせるのではなくて、その地でのトップランナーを意識したものに不断に見直していく、進化させていくことを前提とすべきだと思います。これが大前提です。

18から19ページに示されている論点や今後の進め方については、大きな異論はないんですけども、ただ、分野別連絡会議は、平成29年に策定された適正工期ガイドラインの浸透・発展に向けた方策等について意見交換をする場にすぎなかったものでありまして、原理・原則・考え方を議論するのにはいいのかもしれませんが、工期の基準の詳細を作成するといった専門的・技術的な検討をする場としては、そのままではふさわしくないのではないかという気がいたします。

特に住宅・不動産分野の民間工事では、公共工事と異なって、発注者は契約に先立って工期・コストを査定して受注者に示すことはないわけでございまして、単に希望を言うという形で関与するにすぎないわけで、工期・コストを積算する人材や組織は有していなくて、せいぜいごく一部の発注者において、受注者から設定された工期・コストを査定する能力を有している程度でございます。

ですから、適正工期の基準の作成に当たっては、受発注者代表間で合意された原理・原則・考え方に基づいて、受注者側で原案を作成し、発注者側に立った、または中立的な専門家がそれを査定するといった進め方がいいんじゃないかと考えます。

それから、これは先ほど古阪先生とかからも出た話ですけども、適正工期を定めるに

当たり重要なのは、個々のプロジェクトの特性や事情に応じて柔軟に前提を調整できることだと思います。極端な話では、オリパラ会場の工事で、開催予定期日に間に合わなかったら、工事する意味自体がなくなってしまうわけでございまして、そういう意味で、個々の労働者の週休2日、これを確保することは当然の前提ですけれども、個々のプロジェクトの特性や事情に応じて、現場閉場日は柔軟に設定できるようにすべきだと申し上げたいと思います。

以上です。

【古阪座長】 今の意見でよろしいですか。

【仲田委員】 はい。

【古阪座長】 どうぞ。

【里深委員】 西日本高速道路の里深ですけれども、ワーキングの進め方については、先ほど事務局からおっしゃられた話で結構だと思います。今、弊社では、工事を発注するにおきましては、4週6休を前提にしています。一部の工事では4週8休を、今、取り組み始めたところでして、まだなかなか現状としては進んでいないということにして、定期的に日建連様をはじめ、受注者様の団体の方々とは意見交換をする機会を設けておりまして、その中でもそういうお話をいただきますので、鋭意進めてまいりたいと考えております。

ただ、どうしても保全の工事なんかでは、交通量が多いところについては夜間工事が前提になると。さらに、夜間も限られた時間しかとれない。また、繁忙期になって交通量が多い時期になりますと、規制自体が夜間も含めてできないということになっています。そのために、施工するための十分な作業時間がとれないということがありますので、これらも踏まえた上で、4週8休の取り組みを進めていきたいと考えております。

【古阪座長】 意見でよろしいですか。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

【稲月委員代理（諏訪）】 電気事業連合会でございます。資料の4の12ページのところにもありますとおり、我々の業界につきましては、発電設備の場合ですとか、あと送電設備の場合ですとかということ考えると、そこに出てくる課題が異なるところがございまして、その辺、どの程度細分化していくのかということところがまた重要になるのかということも思っていますので、今後の工期に関する基準の作成のあり方につきましては、その辺のところの検討をしつつ、あとは具体的な進め方につきましては、先ほども住宅さ

んであったとおり、かなり技術的といいますか、個別具体的な検討になっていきますので、そのやり方については、関係する経済産業省さんと協議をしながら具体的に進めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

【古阪座長】 意見ですね。ほかにはいかがでしょうか。
どうぞ。

【小澤委員】 先ほどご説明いただいた資料の4で示されている論点については異存はないんですけれども、それぞれ工期に影響する、あるいは工期を設定するに当たって何を考慮しなきゃいけないかというのを、工程ごとに、あるいは工種ごとに、あるいは分野ごとにいろいろ拾い出して、それを整理しましょうと。その作業自体は意味があると思います。

ただ、先ほどからいろいろなお立場からのご意見を伺っていると、それを示しただけではそもそも意味があるのかということ言われているのかと思っていまして、おそらくこの議論をする前の前段で、そもそもここで想定している工期。工期というときには、おそらく契約工期のことを言われているんだと思うので、ここで扱う契約は、どこを対象にしたものなのかと。つまり、どうしても発注者と元請の間の契約がベースになっているように見えますが、その下にある契約が、そもそもここでは対象になっているのかどうか、あるいは、分離発注をすることを前提に、そこの元請と発注者の間の契約のことだけを言っているのか、どういう範囲の契約を対象にしているかということと、それから、これまでに連絡会議で示されたのはガイドラインであって、今回は基準を作成しようということですから、この基準が持つ意味は何なのかと。そもそもこの基準をどう使おうと考えているかというところを、もう少し明確にする必要があるのかと思いました。

適正な工期を設定するための基準をここで決めようとしているのか、取り締まるための基準なのか、あるいは、もっと手前の、工期とはそもそも何なのかというレベルのものなのか。ここでつくろうとしている基準が、そもそも何を指した基準なのか、どう使おうとしているかというところをもう少し議論した上で、その後の細かい作業に入っていくのがいいかと思いました。

ここにおられる方は皆さんご理解いただけるとは思いますけれども、工期工程は、お金と、それからでき上がるものの質と、トライアングルでそれぞれ影響を及ぼし合うものだと。トレードオフにあるというのは常識なので、それをこの中ではどのように考えるのかというのをちゃんと整理をした上で、基準を議論していただければと思います。

【古阪座長】 これは大事な意見です。私も賛成です。それから、継ぎ足しますが、請負だけでやってきている日本の中で、だんだんとそうじゃない契約、分離発注もそのうちの一つですけれども、それらが非常に多くなってきているわけですね。だからそれを監督署はものすごく困っているわけです。現場で統括安全衛生責任者は誰だというのを聞きますと、言えないんですよ。とびだと言ってみたり、何だかんだとね。結局そういうことが70年、ある意味でほったらかしになっているわけです。

ですから、工期という意味でも、そういうことから言うと、何をほんとうにやるのかというのは、これは多分、今日はいろいろな説明を聞いて意見を出してということで、これは次回までに整理されるという、必ずしもそうじゃないと思いますが、皆さんも追加で意見言っただいて、それから次回もその辺の意見は大いに出して、せっかくやるのであれば、きちんとした役に立つ工期設定の考え方というものをつくっていきたいと思いますので。

時間が今日はそこまでになってしまいますけれども、よろしいでしょうか。皆さん、どうもありがとうございます。

一言、村上さんが意見を言っただいて。どうぞ。

【村上委員】 終わりにすみません。東京都の村上でございます。私ども、道路、河川等々、公共、土木が中心でございます。今回の基準の作成というところでは、イメージしていただいているものを、まさしくこのとおりだと認識しているところでございます。

それで、先ほど資料4の2ページで、基準のイメージがございまして、とりわけ発注する立場で行きますと、この準備段階、それから後片づけ等の段階というところでの発注者側の官の役割が重要だと私どもは認識しているところでございます。

先ほど直轄の土木工事ではさまざまな取り組みということで示されておまして、これは私どもしっかりやっていかなきゃいかんと認識はしているところでございますが、とりわけ準備段階の、例えば用地の買収ですとか近隣の住民等々、こういった関係で読めないところもございまして、それが結構工期にそのまま影響してくる部分もございます。

そういったことで、ここをどのように基準という中で表現をしていくのかというところは、私どももしっかり勉強させていただきたいと思いますが、ぜひともその辺の、捉え方が結構いろいろあるのかと思いますので、またこの辺の考え方を事務局でも示っただいて、必要であれば私どもも参考等もお示しできるかと思っておりますので、その辺の整理をまたお願いしたいと思います。

以上でございます。

【古阪座長】 それでは、資料4、先ほど出ましたけれども、ページ18、19の四つの論点に、異論はないわけではないわけですから、それを皆さんも提案をしていただいて結構です。次回の会議の中でももちろん構いませんので、ぜひともそういうことで積極的な意見交換ができればと思います。

それでは、本日の議事をこれで全て終了しましたということにさせていただきます。進行を事務局にお返しします。

【平林建設業政策企画官】 ありがとうございます。先ほど古阪座長からお話がありましたけれども、次回もその意味では引き続き、どのような基準にしていくのかという話につきまして、今日、委員の皆様方からいただいたご意見をもとに、少し議論をしていただきたいと思っておりますけれども、今日も一人一言ぐらいしかご意見をいただく時間もございませんでしたので、もしあらかじめ伝えておきたいという委員の方がいらっしゃいましたら、ぜひ来週12月6日までに、ひとまず事務局までお寄せいただければありがたいと思っております。

それで、先ほど論点のところでご紹介をさせていただきましたとおり、それぞれ発注者・受注者で、今、工期についてどういう取り組みをやられているのかというのをご紹介いただくことは有益かと思っておりますので、ぜひ2回目、3回目で、2回目に受注者さん、3回目に発注者さんかと思っておりますけれども、それぞれの取り組みをご紹介いただく時間を設けさせていただきたいと思っております。具体的にはまたおってご依頼をさせていただきたいと思っておりますので、日程照会も含めまして、今後ともどうぞよろしくお願いをさせていただきたいと思っております。

それでは、その他、国交省側から何か発言等ございますか。特段よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして、本日の会議につきましては散会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご参加をいただきまして、まことにありがとうございました。

— 了 —